

令和 2 年度通知を 参考として掲載

2 川こ保 1 第 9 2 2 号
令和 2 年 1 2 月 2 4 日

各民間保育所施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第 1 課長

令和 2 年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算 I 及び II に係る賃金改善計画の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
本市における令和 2 年度の処遇改善等加算 I 及び II の確認・認定手続き、並びに、国制度を補完する市加算運営費中の市職員雇用費上の処遇改善等加算 I（以下「市処遇 I」という。）及び市処遇改善等加算 II（以下「市処遇 II」という。）の取扱いにつきましては、令和 2 年 7 月 30 日付け 3 府省局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について」（以下「国通知」という。）に基づき取り扱うところですが、今年度は国通知の発出が遅れたこと、同国通知の内容に関し、自治体からの疑義がある項目についての国の見解が示されていないことから、手続きが遅れており御迷惑をおかけしております。

令和 2 年 12 月 24 日現在においても、国の見解は示されておりませんが、本制度の趣旨等を踏まえて、次のとおり取り扱うこととして通知します。

1 処遇改善等加算 I の賃金改善計画の確認について

処遇改善等加算 I に係る賃金改善計画の確認については、次のとおり行いますので、必要書類の提出をお願いします。提出後、処遇改善等加算 II の認定と併せて、順次確認を行います。不備等がありましたら、別途修正依頼の連絡をします。

なお、市処遇 I の賃金改善要件分については、令和元年 6 月 25 日付市保育課長通知「川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等の市職員雇用費上の処遇改善等加算の取扱いについて」によることとします。

(1) 賃金改善計画書等の送付について

処遇改善等加算 I の賃金改善計画書等については、基準年度の見直し等、制度改正点等を反映し、次の様式を送付します。市から送付される同様式を請求ソフトに取り込むことで、各施設情報が自動で反映された様式データを出力できます。

ア 賃金改善計画書（処遇改善等加算 I）

処遇改善等加算 II による賃金改善計画とは別に作成が必要となります。また、前年度の残額がある場合については、加算当年度の賃金改善と切り分ける必要があるため、残額については、(1) 加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況（加算前年度の加算残額がある場合のみ記入）に記載してください。

イ 加算見込額計算書（処遇改善等加算 I）

令和2年度処遇改善等加算Ⅰの単価変更と、基準年度の見直しに伴う基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分の取り扱いを変更したものを送付します。別添「請求ソフトを用いた賃金改善計画書の作成方法について」を参照の上、各施設情報を反映させてください。

ウ 賃金改善見込・実績額積算表（処遇改善等加算Ⅰ）

職員ごとの賃金改善見込額を積算するための様式です。

エ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（処遇Ⅰ）

同一事業者が運営する各市町村から認可・確認を受ける施設・事業所間で、本加算見込額を配分する場合に提出する書類です。配分に当たっては、同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いします。

オ キャリアパス要件届出書

国通知が新たに発出されたことに伴い、令和2年度においては、前年度から内容に変更がない場合であっても、全ての施設に提出していただきます。ただし、処遇改善等加算Ⅱの認定を受ける場合には、提出を省略できます。

(2) 賃金改善計画書等の提出期限について

令和3年1月29日（金）を提出期限とします。ただし、処遇改善等加算Ⅱ（市加算分含む）について、2月からの請求を希望する場合は令和3年1月15日（金）までに提出してください。

2 処遇改善等加算Ⅱの認定について

処遇改善等加算Ⅱの認定については、加算対象人数の算定と賃金改善計画の確認により行うものですが、当該賃金改善計画の作成は、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善計画との関係を考慮して検討されるものであり、また、市処遇Ⅱでは、職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者について、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱ（以下「国処遇Ⅱ」という。）のみでは十分に賃金改善額の配分が行えないことに対して、賃金改善額を補完するものであるため、次のとおりその取扱いを定めるとともに、Ⅰの手続き終了後Ⅱの手続きと併せて行うものとします。

提出後、順次確認を行います。不備等がありましたら、別途修正依頼の連絡をし、適正と認められた場合には、認定の内容を通知いたしますので、認定された翌月に処遇改善等加算Ⅱの実施月に遡及して、請求を行ってください。

(1) 市処遇Ⅱの取扱いについて

市処遇Ⅱは、前述のとおり、処遇改善等加算Ⅰの加算率認定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分が行えない場合に賃金改善額を補完するものであり、次のとおり単価に支給月数を乗じた額を加算するものとします。

ア 単価

国処遇Ⅱの配分可能額（副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額）に対し、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員の経験年数が3～6年目

の者に5千円、最低4万円の保障対象とならない7年以上の者（いずれも園長を除く）に4万円を配分した場合、不足する額。

イ 支給月数

市処遇Ⅱの実施月数

ウ 留意事項

本算定の対象となる職員は、処遇改善等加算Ⅰの算定基礎となる職員であるため、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者かつ令和2年4月1日又は開設日に在籍する経験年数が3年以上の者とし、国処遇Ⅱの算定の基礎となる職員数+1人を上限として、それを上回る人数（ただし園長を除く）が在籍している場合は、経験年数がより長い者から優先的に該当させるものとします。

また、本加算額の実際の配分対象については、上記の算定対象職員と同様となることを前提に各施設の裁量によるところとし、3～6年目の者や7年以上の者が年度途中で異動、退職等になった場合であっても、同等者や他の該当者に配分するものとしますが、制度の趣旨から園長は配分の対象とならないものであり、また、その他国基準等保育士（国または市主任保育士専任加算による代替保育士分は除く）の定数割れが生じる場合には当該月分の支給は行わないものとします。

なお、市処遇Ⅱにおいては、公平をきたすため、施設・事業所間の配分はできないものとします。

(2) 加算認定申請書と賃金改善計画書等の送付について

国処遇Ⅱ及び市処遇Ⅱの認定申請を併せて行うことから、次の様式を送付いたします。

ア 処遇改善等加算Ⅱ認定申請書

加算対象となる場合は、国加算対象人数及び市加算月額が自動で表示される様式となっています。

イ 賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱと市処遇Ⅱによる賃金改善計画を作成するための様式です。また、加算前年度の加算残額に対応する賃金改善の状況についても確認できるようになっています。なお、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善計画とは別に作成が必要となりますので、その分は含めないようにしてください。

ウ 加算見込額計算書（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱの対象となる副主任保育士等と職務分野別リーダー等の人数と各加算見込額並びに市処遇Ⅱの算定対象となる3～6年目の者と7年以上の者の数と市加算月額を算定するための様式です。1（1）により請求ソフトから出力される様式により、自動で計算されます。

エ 賃金改善見込・実績額積算表（処遇改善等加算Ⅱ）

国処遇Ⅱと市処遇Ⅱによる賃金改善について、職員ごとに賃金改善額を積算するための様式です。加算当年度の前年度を基準年度として設け、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた額に対し、本賃金改善が図られていることと、市処遇Ⅱの配分額を確認できる様式となっています。

なお、過年度分の処遇改善等加算Ⅱの配分額のうち各職員への支給が令和2年度

中となる支給分がある場合は、その金額を除いて積算し、残額分については、加算前年度までの処遇Ⅱ残額分（該当がある場合のみ記入）欄に記載してください。

オ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（処遇Ⅱ）

国処遇Ⅱにおける他の認可・確認を受ける施設・事業所間の賃金改善額の配分を確認するための様式です。同一事業者が運営する全ての認可・確認を受ける施設・事業所について漏れなく記載をお願いいたします。

(3) 加算認定申請書と賃金改善計画書等の提出期限について

令和3年1月29日（金）を提出期限とします。ただし、処遇改善等加算Ⅱ（市加算分含む）について、2月からの請求を希望する場合は令和3年1月15日（金）までに提出してください。

（給付・指導担当）

電 話 044-200-2662

F A X 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp